

# 官報

号外

平成十七年八月二日

## ○第百六十二回 衆議院会議録 第三十八号

平成十七年八月二日(火曜日)

午後一時 本会議

### ○本日の会議に付した案件

国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案(川崎二郎君外二十名提出)  
出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案(法務委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○梶山弘志君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

川崎二郎君外二十名提出、国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案(川崎二郎君外二十名提出)  
○議長(河野洋平君) 国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案(川崎二郎君外二十名提出)  
○議長(河野洋平君) 国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案(川崎二郎君外二十名提出)

築への貢献を誓約する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。鈴木恒夫君。

国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木恒夫君登壇〕

○鈴木恒夫君 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の提出者を代表いたしまして、た、たいま議題となりました決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今日の地球上のありさまを見ますと、今こそ我が国は、世界平和、人類の発展に牽引役を果たさねばならないことを痛感いたします。こうした思いを最大公約数にして、本決議案はまとまりました。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案

国際平和の実現は世界人類の悲願であるにもかかわらず、地球上に戦争等による惨禍が絶えない。

戦争やテロリズム、飢餓や疾病、地球環境の破壊等による人命の喪失が続ぎ、核兵器等の大量破壊兵器の拡散も懸念される。

このような国際社会の現実の中で、本院は国際連合が創設以来六十年来にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した睿智と努力に深く敬意を表する。

われわれは、ここに十年前の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を想起し、わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げるものである。

政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、唯一の被爆国として、世界のすべての人々と手を携え、核兵器等の廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探究など、持続可能な人類共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである。

右決議する。

以上であります。  
何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

平成十七年八月二日 衆議院会議録第三十八号

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案

議長報告

二

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣小泉純一郎君。

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ただいまの御決議に対して所信を申し述べます。

政府といたしましても、種々の機会において、いかなる問題も武力によらず平和的に解決するとの我が国の戦後一貫した立場を表明してまいりました。

ただいま採択された御決議の趣旨を深く受けとめまして、唯一の被爆国として、平和主義と国際協調の精神に基づき、国連を強化するための改革実現に一層努力しながら、今後も世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。(拍手)

○梶山弘志君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

法務委員長提出、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

みま。

○議長(河野洋平君) 梶山弘志君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案(法務委員長提出)

○議長(河野洋平君) 出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨を許します。法務委員長塩崎恭久君。

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(塩崎恭久君登壇)

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請に係る特例措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口に該当する旅券を所持する外国人であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等の査証を要しないこととしております。

第二に、本案は、二千五年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行することとしております。

本案は、本日法務委員会において全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君  
法務大臣 南野知恵子君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る七月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告書」

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく「ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告書」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成十六年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

(議員死去)

一、茨城県第七区選出議員永岡洋治君は、昨日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

森岡 正宏君

小淵 優子君

小淵 優子君

森岡 正宏君

議院運営委員

辞任

補欠

永田 寿康君

中村 哲治君

阿部 知子君

山本喜代宏君

中村 哲治君

永田 寿康君

山本喜代宏君

阿部 知子君

(常任委員死去)

一、昨日、財務金融委員永岡洋治君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

永岡 洋治君

西川 京子君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査会委員

辞任

補欠

永岡 洋治君

西川 京子君

(議案提出)

一、去る七月二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(山井和則君外六名提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案(仙谷由人君外六名提出)

(議案送付)

一、去る七月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案

一、去る七月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等

の一部を改正する法律案(本多平直君外五名提出)

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(山井和則君外六名提出)

(質問書提出)

一、去る七月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

諫早湾干拓事業の開門調査と調整池の水質改善対策に関する再質問主意書(赤嶺政賢君外二名提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

少子化社会における少年非行に関する質問主意書(首藤信彦君提出)

(答弁書受領)

一、去る七月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本喜代宏君提出中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可処分(島根原発三号機増設許可)に関する質問主意書

衆議院議員中根康浩君提出「全国学力テスト」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田中慶秋君提出行政サービスのあり方に関する質問に対する答弁書

平成十七年七月十九日提出  
質問 第一〇〇号

中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可処分(島根原発三号機増設許可)に関する質問主意書

提出者 山本喜代宏

中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可処分(島根原発三号機増設許可)に関する質問主意書

本件処分にかかわる原子力安全・保安院が実施した安全審査は、中国電力株式会社が実施した調査結果に全面的に依拠し、敷地周辺の耐震設計上考慮すべき活断層としての宍道断層の長さを、松江市福原町から鹿島町南講武を経て尾坂までの約八キロメートルに加え、さらに約二キロメートル西方の鹿島町佐陀本郷までの約十キロメートルとしている。

しかし、宍道断層について、中田高広島大学教授(当時)が原子力安全・保安院の委託を受けて三年間にわたり実施した調査研究(平成一六年度原子力安全基盤調査研究 活動度の低い活断層による地震の評価手法に関する研究)以下、調査研究と略す)において、宍道断層の断層線は長さが十八キロメートルであり、V層とVI層にかかわるイベント発生時期についても、それぞれおよそ五千八百年前から三千三百年前、一万二千年前から五

千八百年前と推定し、松田式に基づくと最小でもマグニチュード七・〇クラスの地震を発生させる可能性が強いと指摘している。

そこでつぎの事項について質問する。

一 経済産業省は、許可処分に当たりこの中田教授らの調査研究について、検討対象とされたのか。検討対象とされたとしたらどのように検討されたのか検討結果を明らかにされたい。なお、原子力安全・保安院が実施した安全審査では、調査研究についての記述が一切ない。これは検討していない証左と考えるが、間違いないか。また、検討されていないとするなら、その理由を明らかにされたい。

二 耐震安全性については、最新の知見に基づいて検討されるべきと考えるが、中田教授らの調査研究については、最新の知見に該当しないかどうか。しないとすればその理由を明らかにされたい。

三 松永和夫原子力安全・保安院長は、「今回の調査結果は、〇二年に教授が発表した論文と同じ内容。研究者は数十万年前以降の地震活動があった場所を活動層としているが、国の基準では五万年前以降。それに今回の教授の調査は、空中写真のみによるものだった」(山陰中央新報「平成一七年七月六日号」と述べておられる

が、この新聞報道に誤りはないのか。誤りないとするれば、この報道どおりの認識を現時点においても持つておられるのか。また、この報道が誤りとすれば中田教授の調査結果についての認識はどのようなものか、明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六二第一〇〇号  
平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山本喜代宏君提出中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可処分(島根原発三号機増設許可)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本喜代宏君提出中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉設置変更許可

処分(島根原発三号機増設許可)に関する質問に対する答弁書

一及び二について

経済産業省は、発電用原子炉の耐震設計に係る安全審査(以下「耐震設計審査」という。)を実施するに当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和五十六年七月二十

日原子力安全委員会決定。以下「耐震設計審査指針」という。)に基づき、最新の知見も踏まえて検討を行っているところである。中国電力株式会社島根原子力発電所三号原子炉の増設に係る耐震設計審査(以下「本件耐震設計審査」という。)に当たっては、最新の知見の一つとして、御指摘の調査研究(以下「当該調査研究」という。)も踏まえて検討を行ったところであるが、当該調査研究においては、過去数十万年間におおむね千年から数万年の間隔で繰り返し活動し、その痕跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層を活動断層として扱っているものと思われ、空中写真に基づく判読の結果から、宍道断層を十八キロメートルの長さの活動断層と評価しているのに対し、本件耐震設計審査においては、耐震設計審査指針に基づき、五

万年前以降活動した活動断層を考慮することとし、空中写真に基づく判読のみならず、地表地質調査、トレンチ調査、ボーリング調査等による詳細な地質調査の結果も踏まえ、耐震設計上考慮すべき宍道断層の長さを約十キロメートルと評価したものである。

三について

御指摘の新聞報道は、松永和夫原子力安全・保安院長が松江市を訪れた際の発言内容が山陰

中央新報平成十七年七月七日号の記事になったものと承知しており、また、当該調査研究に関する認識については、一及び二について述べたとおりである。

平成十七年七月二十一日提出  
質問 第一〇二号

「全国学力テスト」に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

「全国学力テスト」に関する質問主意書

文部科学省は二〇〇六年度から「全国学力テスト」を実施する方針を示し、関連経費を来年度予算の概算要求にも盛り込むようである。従つて、次の事項について質問する。

一 「全国学力テスト」の実施方法について

(1) 「全国学力テスト」の実施主体、対象者、教科、実施の目的は何か、について答弁されたい。

(2) 問題作成者、問題作成にあつたの公正性、守秘性をどのように確保するのか、について答弁されたい。

(3) テスト結果などの個人情報などをどのように守るのか。また、テスト結果などを情報公開法に基づいて請求された場合、どのように対応するのか、について答弁されたい。

二 「全国学力テスト」の実施と、詰め込み教育、

学力偏重主義、学校の序列化などについて

(1) 「全国学力テスト」の実施が、学力以外の

能力や個性、特性を大切にする教育から、

学力偏重主義など、学校の序列化を助長

するものにならないかとの国民の危惧にど

のように応えるのか、について答弁され

た。

(2) 「全国学力テスト」の実施がクラスや学校

の平均点を下げることにのみならずかねない

とされる、知的障害児・発達障害児などの子

どもたちが、普通学級から排除されたり、

差別されたりすることにつながり、障害者

基本法などで保障されている「共同・交流

学習」に支障をきたすことになるのではな

いかとの国民の心配にどのように応えるの

か、について答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一六二第一〇二号

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出「全国学力テスト」に

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中根康浩君提出「全国学力テス

ト」に関する質問に対する答弁書

一について

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針

二〇〇五について(平成十七年六月二十一日閣

議決定)において、「児童生徒の学力状況の把

握・分析、これに基づく指導方法の改善・向上

を図るため、全国的な学力調査の実施など適切

な方策について、速やかに検討を進め、実施す

る」としており、お尋ねのような全国的な学力

調査の具体的な実施方法、調査結果の取扱い等

については、現在、中央教育審議会の審議等を

踏まえて検討を進めているところである。

二について

本年五月二十三日に行われた中央教育審議会

義務教育特別部会における審議経過報告におい

て、「各教科の到達目標を明確にし、その確実

な修得のための指導を充実していく上で、子ど

もたちの学習の到達度・理解度を把握し検証す

ることは極めて重要である。客観的なデータを

得ることにより、指導方法の改善に向けた手が

かりを得ることが可能となり、子どもたちの学

習に還元できることとなる。このような観点か

ら、子どもたちの学習到達度についての全国的

な調査を実施することが適当である。なお、実

施に当たっては、子どもたちに学習意欲の向上

に向けた動機付けを与える観点も考慮しなが

ら、学校の序列化や過度な競争等につながら

ないような配慮が必要である。」等の意見が

示されている。こうした意見等を参考にしなが

ら、全国的な学力調査の適切な実施方法や内容

等について検討を進めているところである。

平成十七年七月二十一日提出

質 問 第 一〇 三 号

行政サービスのあり方に関する質問主意書

提出者 田中 慶秋

行政サービスのあり方に関する質問主意書

現在、国の出先機関において諸手続を行おうと

する場合、それぞれの機関の所在がバラバラで、

移動だけでも多くの時間を要することとなり、結

果として、住民の立場に基づく行政サービスの提

供という面から問題であると考えられるケースが

多い。

具体例として、横浜市戸塚区に所在する国の出

先機関については、戸塚駅からハローワーク戸塚

が約一キロメートル、横浜地方支局戸塚出張所

が約一・五キロメートル、戸塚税務署が約八百

メートル離れており、また、労働基準監督署にい

たつては戸塚区内になく、大船駅(栄区)まで行か

なければならぬという状況にある。

現在、戸塚駅西口再開発事業について、計画の

成案を得ようとしているところであるが、その中

で、戸塚区役所は駅前へ移転する予定となってい

る。

そして、地域の要望として、国の出先機関の合

同庁舎建設があるが、これが実現すれば、行政

サービスの向上が図れるという点で、大きなメ

リットがある。また、バラバラに所在している現

在の出先機関を処分すれば、用地・施設建設等の

財政面でみても、合同庁舎建設は十分可能であ

る。

ましてや、再開発計画の中には、駐車場や

ショッピングセンター建設もあることを考えれ

ば、合同庁舎があれば、住民生活と密着した、親

しみやすい行政サービスが提供されることを確信

するものである。

そこで、以下の事項について質問する。

1 住民の立場に基づいた行政サービスの提供と

いう、あるべき姿を具現化するためにも、戸塚

駅西口再開発事業地域内に、国の出先機関の合

同庁舎建設を強く求めるところであるが、政府



附 則

この法律は、二千五年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行する。

理 由

国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請に係る特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

| 発行所                                     |      |
|-----------------------------------------|------|
| 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目<br>独立行政法人国立印刷局 |      |
| 電 話                                     |      |
| 03<br>(3587)<br>4294                    |      |
| 定 価                                     |      |
| （本体）                                    | 本号一部 |
| 一〇円                                     | 二五円  |